

## 1週間で借金10倍って？



田上尚志  
弁護士

# 消費者トラブルを 断る

» 3

パンコで負けが続いて困っていたら、たまたま公衆電話に「お金貸し業者としての登録をします」という文句と携帯電話の番号が書いてある。シールを見つけ、軽い気持ちで電話をして「一万円借りました」といふが、「1週間しかたたないのに、29・2%を超えた場合は、そのような利率の約束をしただけで刑事罰を科されます。

金業者にしてはやや犯罪行為を犯すとされるべきです。ヤミ金は法律に従った元本の返すべきではないのです。もしヤミ金か

「十万円の利息を払え」を書かれて困っている。不特定多数の人へ貸し付けています。私がいたりながら「ヤミ金」と言います。ヤミ金は電話や公衆電話ボックスにシールを張ったり、ダイレクトメールで借り入れを勧誘したりするケースが多く、また、身元が分からぬようないざなうに返すと、ヤミ金はその金を手段に新たな犯罪行為を行うことがあります。

ヤミ金は法律に従った

元本の返すべきではない

のです。

ヤミ金は法律に従った

元本の返

べき

です。

ヤミ金は法律に従った

元本の返